令和6年度(令和7年度への繰越明許費設定分)山形県県産品輸出緊急対策事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県産品(県内で製造された加工食品又は工芸品・デザイン雑貨に限る。)の輸出拡大を図るとともに、エネルギー・原材料価格等の物価高騰の影響を受けた県産品の製造・販売事業者等(以下「事業者」という。)の収益力向上を支援するため、事業者が海外で実施する県産品の販路開拓事業に要する経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

#### (対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者(以下「対象事業者」という。)は、 県産品の製造事業者又は卸売・小売事業者とする。

#### (補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、対象事業者が3者以上でグループを形成し、 海外で実施する県産品の海外販路開拓の取組とし、1回の渡航につき、グループを構成 する対象事業者の2分の1以上(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げた数) が渡航するものとする。
- 2 国(独立行政法人等を含む。)及び県並びに市町村が実施する補助金等に採択されている事業は補助対象外とする。

#### (補助対象経費及び補助金の額)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助金の交付の決定の日から令和8年1月31日までに実施した県産品の海外販路開拓の取組に要する経費のうち、別表の左欄に掲げるとおりとし、補助金の額は、対象事業者ごとに同表の右欄に掲げるところにより算出した額の合計額とする。ただし、1グループあたりの補助金は、2,500千円を上限とする。
- 2 山形県が主催又は共催する事業に参加する場合も補助対象事業とするが、主催者及び 共催者に支払う経費は補助対象外とする。

#### (交付の申請)

- 第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、 知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画書(別記様式第1号)
  - (2) 構成事業者概要書(別記様式第2号)
  - (3) 補助金所要額計算書(別記様式第3号)
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 交付申請は、グループを構成する対象事業者が共同で行うものとする。

(交付の決定)

- 第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適 正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、対象事業者に通知するものとする。
- 2 対象事業者が補助金の交付を受けることができる回数は、1回限りとする。

(交付の条件)

- 第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更と する。
  - (1) 補助金の額の増を伴う変更
  - (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える増減(増減額が10万円以内の場合を除く。)
  - (3) 事業計画書(別記様式第1号)の1及び構成事業者概要書(別記様式第2号)の内容の変更をしようとする場合
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画 変更承認申請書(別記様式第4号)に第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出し なければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認 を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号)を提出しな ければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行 状況報告書(別記様式第6号)を提出しなければならない。
- 5 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、補助事業完了の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書(規則別記様式第2号)は、知事が必要があると認めて求めた場合において、事業実施状況調書(別記様式第7号)を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日又は令和8年2月16日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業実績書(別記様式第8号)
  - (2) 補助金精算額計算書(別記様式第9号)
  - (3) その他知事必要と認める書類

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

附則

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。

### 補助対象経費

旅費、出展料、賃借料、通訳費、輸送費、その他事業を実施するために特に必要と知事が認めるもの(補助対象経費の合計額の2分の1までとする。)

### 補助金の額

補助対象経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)の合計額の2分の1に相当する額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は500千円のいずれか低い額とする。

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所 氏名又は名称 代表者氏名

申請者 住 所氏名又は名称代表者氏名

申請者 住 所氏名又は名称代表者氏名

### 山形県県産品輸出緊急対策事業費補助金交付申請書

山形県県産品輸出緊急対策事業費補助金について、 円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請する。

申請者 住 所氏名又は名称代表者氏名

申請者 住 所 氏名又は名称 代表者氏名

申請者 住 所 氏名又は名称 代表者氏名

山形県県産品輸出緊急対策事業費補助金状況(又は実績)報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の通知があった山形県県産品輸出緊急対策事業費補助金について、山形県補助金等の適正化に関する規則第12条(又は第14条)の規定により、その状況(又は実績)を関係書類を添付して報告する。

## 事業計画書

## 1 補助事業の内容

(1) 事类字状如眼
(1) 事業実施期間
(2) 事業の目的
(3) ターゲットとする国・地域
(4) ターゲットとする国・地域の選定理由
(5) 事業の実施内容の詳細
(6) 現地渡航予定者
(7)事業の目標及び事業の実施により見込まれる効果等

## 2 補助事業のスケジュール

実施時期	ウスケンュール 	実施内容	
	事業者①名称	事業者②名称	事業者③名称

# 3 海外販路開拓に取り組む県産品の内容

事業者①名称		
製品名	製造事業者名・	製品の概要
	製造施設所在地	

事業者②名称		
製品名	製造事業者名・	製品の概要
	製造施設所在地	

事業者③名称		
製品名	製造事業者名 •	製品の概要
	製造施設所在地	

## 構成事業者概要書

## 事業者① (代表者)

事未有① (1) (1) (1)					
名称					
代表者役職・氏名					
本社所在地					
製造施設所在地					
資本金・出資金			円		
従業員数			人		
創業・創立日 (西暦)		年 月	日		
業種		品製造業 □ 売業 □	工芸 小売	E品等製造業 意業	
担当者の役職及び氏名	役職			氏名	
連絡先	電話			E-mail	
事業者②					
名称					
代表者役職・氏名					
本社所在地					
製造施設所在地					
資本金・出資金			円		
従業員数			人		
創業・創立日(西暦)		年 月	日		
業種	□ 食□ 卸	品製造業 □ 売業 □	工芸小売	ミ品等製造業 記業	
担当者の役職及び氏名	役職			氏名	
連絡先	電話			E-mail	
事業者③					
名称					
代表者役職・氏名					
本社所在地					
製造施設所在地					
資本金・出資金			円		
従業員数			人		
創業・創立日 (西暦)		年 月	日		
業種	□ 食□ 卸	品製造業 □ 売業  □	工芸 小売	≒品等製造業 竞業	 
担当者の役職及び氏名	役職			氏名	
連絡先	電話		-	E-mail	 

# 補助金所要額計算書

		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	
事業者名称	経費 区分	補助対象経費 支出額(税抜)	(A)×1/2 (千円未満切捨)	補助基準額	補助金所要額(B)又は (C)のいずれか低い額	自己資金 (A)-(D)	経費内訳
事業者①	旅費	円					
	出展料	円					
	賃借料	円					
	通訳費	円					
	輸送費	円					
	その他	円					
	計	円	円	500,000 円	円	円	
事業者②	旅費	円					
	出展料	円					
	賃借料	円					
	通訳費	円					
	輸送費	円					
	その他	円					
	計	円	円	500,000 円	円	円	
事業者③	旅費	円					
	出展料	円					
	賃借料	円					
	通訳費	円					
	輸送費	円					
	その他	円					
	計	円	円	500,000円	円	円	
合計	+	円	円		円	円	

申請者 住 所 氏名又は名称 代表者氏名

申請者 住 所 氏名又は名称 代表者氏名

申請者 住 所 氏名又は名称 代表者氏名

山形県県産品輸出緊急対策事業計画変更承認(及び補助金変更交付)申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業計画を変更し(、補助金 円の変更交付を受け)たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 補助金変更交付申請額(補助金の額に変更がある場合)

既交付決定額 金 円(A)

今回変更増減額 金 円(B)

変更交付申請額 金 円(A)+(B)

(注) 添付書類のうち、別記様式第1号及び第2号については、変更前と変更後とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

申請者住所名称代表者氏名

申請者住所名称代表者氏名

申請者住所名称代表者氏名

山形県県産品輸出緊急対策事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止 (廃止) の時期

事業者住所名称代表者氏名

事業者住所名称代表者氏名

事業者住所名称代表者氏名

### 山形県県産品輸出緊急対策事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により指示を受けたいので、下記のとおり報告する。

記

- 1 予定の期間内に完了しない(遂行が困難となった)理由
- 2 遂行状況と今後の見通し

## 事業実施状況調書

## 1 補助事業の実施状況

## 2 事業の遂行状況

	総事業費	令和 年	月日	令和 年	月日	
経費区分	補助対象	までに完了	了したもの	以降に実施	色するもの	備考
	経 費	事業費	出来高比率	事業費	事業完了	
		(注)	山木同儿平	(注)	予定年月日	
	円	円	%	円		
合計						

<sup>(</sup>注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

## 事業実績書

## 1 補助事業の実績

(1) 事業実施期間
(2) 事業実施内容の詳細
(3) 現地渡航者・渡航期間
(4) 事業の成果
(5)評価及び要因分析
(6) 事業終了後の活動方針

# 2 補助事業のスケジュール (実績)

実施時期	実施内容		
	事業者①名称	事業者②名称	事業者③名称

# 3 海外販路開拓に取り組んだ県産品の内容

事業者①名称		
製品名	製造事業者名・	製品の概要
	製造施設所在地	

	1	
事業者②名称		
製品名	製造事業者名・	製品の概要
	製造施設所在地	

事業者③名称		
製品名	製造事業者名・	製品の概要
	製造施設所在地	

# 補助金精算額計算書

		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	
事業者名称	経費 区分	補助対象経費 支出額(税抜)	(A)×1/2 (千円未満切捨)	補助基準額	補助金基本額 (B)又は(C)のいず れか低い額	補助金既交 付決定額	補助金所要額 (D)又は(E)のいず れか低い額	経費内訳
事業者①	旅費	円						
	出展料	円						
	賃借料	円						
	通訳費	円						
	輸送費	円						
	その他	円						
	計	円	円	500,000 円	円	円	円	
事業者②	旅費	円						
	出展料	円						
	賃借料	円						
	通訳費	円						
	輸送費	円						
	その他	円						
	計	円		500,000 円				
事業者③	旅費	円						
	出展料	円						
	賃借料	円						
	通訳費	円						
	輸送費	円						
	その他	円						
	計	円	円	500,000 円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	円	円	